

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令 (昭和四十三年政令第十四号) 1
- 高圧ガス保安法施行令 (平成九年政令第二十号) 8

改正案	現行
<p>（報告の徴収）</p> <p>第十条 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の長は、それぞれその登録を受けた液化石油ガス販売事業者に対し、販売所、貯蔵施設、保安業務の実施の方法、法第三条第二項第五号の措置、特定供給設備その他その業務に関する事項について報告をさせることができる。</p> <p>2 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、それぞれその認定を受けた保安機関に対し、保安業務の実施の方法、法第三十一条第二号の措置その他その業務に関する事項について報告をさせることができる。</p> <p>3 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備についての液化石油ガス設備工事の作業に従事した液化石油ガス設備士に対し、都道府県知事は、その液化石油ガス設備士免状の交付を受けた液化石油ガス設備士又はその登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備若しくは当該都道府県の区域（指定都市の区域を除く。）内に設置されている消費設備についての液化石油ガス設備工事の作業に従事した液化石油ガス設備士に対し、指定都市の長は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備又</p>	<p>（報告の徴収）</p> <p>第十条 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者に対し、販売所、貯蔵施設、保安業務の実施の方法、法第三条第二項第五号の措置、特定供給設備その他その業務に関する事項について報告をさせることができる。</p> <p>2 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事は、その認定を受けた保安機関に対し、保安業務の実施の方法、法第三十一条第二号の措置その他その業務に関する事項について報告をさせることができる。</p> <p>3 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備についての液化石油ガス設備工事の作業に従事した液化石油ガス設備士に対し、都道府県知事は、その液化石油ガス設備士免状の交付を受けた液化石油ガス設備士又はその登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備若しくは当該都道府県の区域内に設置されている消費設備についての液化石油ガス設備工事の作業に従事した液化石油ガス設備士に対し、液化石油ガス設備工事の作業の方法その他その作業に関する事項について報告をさせることができる。</p>

は当該指定都市の区域内に設置されている消費設備についての液化石油ガス設備工事の作業に従事した液化石油ガス設備士に対し、それぞれ液化石油ガス設備工事の作業の方法その他その作業に関する事項について報告をさせることができる。

4 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備について特定液化石油ガス設備工事をした特定液化石油ガス設備工事事業者に対し、都道府県知事は、当該都道府県の区域（指定都市の区域を除く。以下この項において同じ。）

（）内に事業所を有する特定液化石油ガス設備工事事業者又はその登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備若しくは当該都道府県の区域内に設置されている消費設備について特定液化石油ガス設備工事をした特定液化石油ガス設備工事事業者に対し、指定都市の長は、当該指定都市の区域内に事業所を有する特定液化石油ガス設備工事事業者又はその登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備若しくは当該指定都市の区域内に設置されている消費設備について特定液化石油ガス設備工事をした特定液化石油ガス設備工事事業者に対し、それぞれ特定液化石油ガス設備工事の施工の方法その他その業務に関する事項について報告をさせることができる。

5・6 (略)

7 法第八十二条第二項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長は、それぞれその許可を受けた充てん事業者に対し、充てん設備、充填の方法その他その業務に関する事項について報告をさせることができる。

4 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備について特定液化石油ガス設備工事をした特定液化石油ガス設備工事事業者に対し、都道府県知事は、当該都道府県の区域内に事業所を有する特定液化石油ガス設備工事事業者又はその登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備若しくは当該都道府県の区域内に設置されている消費設備について特定液化石油ガス設備工事をした特定液化石油ガス設備工事事業者に対し、特定液化石油ガス設備工事の施工の方法その他その業務に関する事項について報告をさせることができる。

5・6 (略)

7 法第八十二条第二項の規定により、都道府県知事は、その許可を受けた充てん事業者に対し、充てん設備、充てんの方法その他その業務に関する事項について報告をさせることができる。

(関係行政機関への通報等)

第十一条 法第八十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる登録若しくは許可をし、届出を受理し、又は登録若しくは許可の取消しをしたときは、その旨をそれぞれ同表の下欄に掲げる者に通報しなければならない。

経済産業大臣	法第三条第一項の登録、法第八条の規定による届出（法第三条第二項第二号及び第三号の事項の変更に係るものに限る。）、法第二十三条の規定による届出又は法第二十五条若しくは第二十六条の規定による登録の取消し	当該登録、届出又は登録の取消しに係る者の販売所の所在地を管轄する都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長）
法第三条第一項の登録、法第	消	国家公安委員会
消防庁長官	消し	

(関係行政機関への通報等)

第十一条 法第八十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる登録若しくは許可をし、届出を受理し、又は登録若しくは許可の取消しをしたときは、その旨をそれぞれ同表の下欄に掲げる者に通報しなければならない。

経済産業大臣	法第三条第一項の登録、法第八条の規定による届出（法第三条第二項第二号及び第三号の事項の変更に係るものに限る。）、法第二十三条の規定による届出又は法第二十五条若しくは第二十六条の規定による登録の取消し	当該登録、届出又は登録の取消しに係る者の販売所の所在地を管轄する都道府県知事
法第三条第一項の登録、法第	消	国家公安委員会
消防庁長官	消し	

	<p>六条の規定による届出、法第八条の規定による届出（法第三条第二項第二号、第三号及び第四号（法第二十七条第一項第四号に掲げる保安業務に係るものに限る。）の事項の変更に係るものに限る。）、法第十条第三項の規定による届出（同条第二項に規定する場合に係るものに限る。）、法第二十三条の規定による届出又は法第二十五条若しくは第二十六条の規定による登録の取消し</p>	<p>都道府県知事又は指定都市の長の 法第三条第一項の登録、法第八条の規定による届出（法第三条第二項第二号及び第三号の事項の変更に係るものであつて、販売所の新設に係るものに限る。）、法第二十三条の規定による届出又は法第二十六条の規定による登録の取消し</p>
	<p>六条の規定による届出、法第八条の規定による届出（法第三条第二項第二号、第三号及び第四号（法第二十七条第一項第四号に掲げる保安業務に係るものに限る。）の事項の変更に係るものに限る。）、法第十条第三項の規定による届出（同条第二項に規定する場合に係るものに限る。）、法第二十三条の規定による届出又は法第二十五条若しくは第二十六条の規定による登録の取消し</p>	<p>当該都道府県知事が所轄する都道府県公安委員会（指定都市の長にあつては、当該指定都市の区域を管轄する都道府県公安委員会）</p>
<p>都道府県知事</p>	<p>六条の規定による届出、法第八条の規定による届出（法第三条第二項第二号、第三号及び第四号（法第二十七条第一項第四号に掲げる保安業務に係るものに限る。）の事項の変更に係るものに限る。）、法第十条第三項の規定による届出（同条第二項に規定する場合に係るものに限る。）、法第二十三条の規定による届出又は法第二十五条若しくは第二十六条の規定による登録の取消し</p>	<p>当該都道府県知事が所轄する都道府県公安委員会</p>
<p>都道府県知事</p>	<p>六条の規定による届出、法第八条の規定による届出（法第三条第二項第二号及び第三号の事項の変更に係るものであつて、販売所の新設に係るものに限る。）、法第二十三条の規定による届出又は法第二十六条の規定による登録の取消し</p>	<p>当該都道府県知事が所轄する都道府県公安委員会</p>

	<p>法第三条第一項の登録、法第三十六条第一項、第三十七条の二第一項（法第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十条の四第一項の許可、法第六条の規定による届出、法第八条の規定による届出（法第三条第二項第二号、第三号及び第四号（法第二十七条第一項第四号に掲げる保安業務に係るものに限る。）の事項の変更に係るものに限る。）、法第二十三条、第三十七条の二第二項（法第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）この項の下欄において同じ。）若しくは第三十八条の三の規定による届出、法第二十五条若しくは第二十六条の規定による登録の取消し又は法第三十七条の七第一項の規定による許可の取消し</p>	<p>当該登録、届出（法第三十七条の二第二項及び第三十八条の三の規定によるものを除く。）若しくは登録の取消しに係る者の販売所、当該許可、届出（法第三十七条の二第二項の規定によるものに限る。）若しくは許可の取消しに係る貯蔵施設、特定供給設備若しくは充てん設備又は当該届出（法第三十八条の三の規定によるものに限る。）に係る施設若しくは建築物の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）</p>
--	---	--

	<p>法第三条第一項の登録、法第三十六条第一項、第三十七条の二第一項（法第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十条の四第一項の許可、法第六条の規定による届出、法第八条の規定による届出（法第三条第二項第二号、第三号及び第四号（法第二十七条第一項第四号に掲げる保安業務に係るものに限る。）の事項の変更に係るものに限る。）、法第二十三条、第三十七条の二第二項（法第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）この項の下欄において同じ。）若しくは第三十八条の三の規定による届出、法第二十五条若しくは第二十六条の規定による登録の取消し又は法第三十七条の七第一項の規定による許可の取消し</p>	<p>当該登録、届出（法第三十七条の二第二項及び第三十八条の三の規定によるものを除く。）若しくは登録の取消しに係る者の販売所、当該許可、届出（法第三十七条の二第二項の規定によるものに限る。）若しくは許可の取消しに係る貯蔵施設、特定供給設備若しくは充てん設備又は当該届出（法第三十八条の三の規定によるものに限る。）に係る施設若しくは建築物の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）</p>
--	---	--

都道府県知事	<p>法第三条第一項の登録、法第八条の規定による届出（法第三条第二項第二号及び第三号の事項の変更に係るものに限る。）、法第二十三条の規定による届出又は法第二十五条若しくは第二十六条の規定による登録の取消し</p>	<p>当該登録、届出又は登録の取消しに係る者の販売所の所在地を管轄する指定都市の長</p>
<p>第十二条 法第八十七条第二項の規定による要請は、消防庁長官は経済産業大臣に対し、消防長は当該消防長の管轄区域を管轄する都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長）に対してするものとする。</p>		
（都道府県又は市が処理する事務）		
<p>第十三条 法第十六条の二第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、供給設備を液化石油ガス販売事業の用に供する販売所の所在地を管轄する都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。次項から第六項までにおいて同じ。）が行うこととする。</p>		
2（略）		
<p>9 第一項、第二項本文、第三項本文、第四項本文、第五項本文及び第六項本文の場合においては、法中第一項、第二項本文、第三項本文、第四項本文、第五項本文及び第六項本文に規定する事務に係る経済産業大臣</p>		

(新設)	(新設)	(新設)
<p>第十二条 法第八十七条第二項の規定による要請は、消防庁長官は経済産業大臣に対し、消防長は当該消防長の管轄区域を管轄する都道府県知事に対してするものとする。</p>		
（都道府県又は市が処理する事務）		
<p>第十三条 法第十六条の二第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、供給設備を液化石油ガス販売事業の用に供する販売所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p>		
2（略）		
<p>9 第一項、第二項本文、第三項本文、第四項本文、第五項本文及び第六項本文の場合においては、法中第一項、第二項本文、第三項本文、第四項本文、第五項本文及び第六項本文に規定する事務に係る経済産業大臣</p>		

に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定としてそれぞれ都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

10 (略)

(権限の委任)

第十四条 法第三条第一項、第三条の二第三項、第六条、第八条、第十条第三項、第十四条第二項、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十六条の二、第八十七条第一項及び第九十条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、販売所が一の経済産業局の管轄区域内のみに設置されている者に関するものは、当該販売所の所在地を管轄する経済産業局長及び産業保安監督部長が行うものとする。

2～14 (略)

に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

10 (略)

(権限の委任)

第十四条 法第三条第一項、第六条、第八条、第十条第三項、第十四条第二項、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十六条の二、第八十七条第一項及び第九十条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、販売所が一の経済産業局の管轄区域内のみに設置されている者に関するものは、当該販売所の所在地を管轄する経済産業局長及び産業保安監督部長が行うものとする。

2～14 (略)

改正案	現行
<p>（都道府県知事が処理することが適当な事務）</p> <p>第二十二條 法第七十九條の三の政令で定める事務は、同條に規定する都道府県知事が処理することとされている事務のうち、<u>高圧ガスを取り扱う事業所の集積の程度、高圧ガスの処理量その他の高圧ガスの取扱いの状況を考慮して経済産業大臣が定める区域に所在する事業所に係るものとする。</u></p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>（都道府県知事が処理することが適当な事務）</p> <p>第二十二條 法第七十九條の三の政令で定める事務は、同條に規定する都道府県知事が処理することとされている事務のうち、<u>次の各号に掲げる事業所、設備又は施設に係るものとする。</u></p> <p>一 <u>高圧ガスを取り扱う事業所の集積の程度、高圧ガスの処理量その他の高圧ガスの取扱いの状況を考慮して経済産業大臣が定める区域に所在する事業所</u></p> <p>二 <u>液化石油ガス法第二条第四項に規定する供給設備のうち、同条第五項に規定する消費設備に接続しているもの（第五号において単に「供給設備」という。）</u></p> <p>三 <u>液化石油ガス法第二条第五項に規定する消費設備</u></p> <p>四 <u>液化石油ガス法第三条第二項第三号に規定する貯蔵施設</u></p> <p>五 <u>液化石油ガス法第三十七條の四第一項に規定する充てん設備のうち、供給設備に接続しているもの又は同項に規定する経済産業省令で定める所在地にあるもの</u></p>